09839P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

39

相続税法

理論ドクター

税理士試験対策書籍 16年連続売上No.1※

令和4年度試験対策

詳細な解説で事例問題や応用理論の対策は万全！

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

税理士試験における相続税法の出題理論は、ある１つの規定（条文）を丸々書く、いわゆる「個別理論」と称されるものと、いろいろな規定を寄せ集めて書く、いわゆる「総合理論」と称されるものの２種類がある。

このうち、総合理論は、他の税法においては、過去に何度も出題されている論点はあってもそれが同じ問題文で出されることは通常ない。

しかし、相続税法の場合、繰り返し出題される論点は、それが同じパターンで出されるところに特徴がある。したがって、税理士試験に合格するためには、総合理論といえどもこうした一定パターンの問題による理論暗記が得策となる。

本書は、出題パターンが一定の問題に対して、いかに要領よく解答できるかに重点をおいて、具体的な解答例を含めて作成した。よって、本書を活用することにより、多くの受験生の総合理論対策が、より完璧なものとなれば幸いである。

本書を利用することにより、一人でも多くの受験生に栄冠が輝くことを願ってやまない。

（本書は令和３年９月末日までに判明している、令和４年４月１日の施行法令に準拠している。）

ＴＡＣ税理士講座

本書の特長

1　全体を「応用理論」、「事例理論」、「過去の本試験問題」の３部に分けてある。

2　「応用理論」では、重要総合理論テーマについて、具体的に問題文を設定し、その要点について整理し、かつ、そのテーマに関する過去の出題例及び関係問題を示した。

3　「事例理論」は、近年の本試験において出題が続いているため、問題に対する解答項目を整理し、示した。

4　「過去の本試験問題」では、出題年度別に第１回税理士試験から第71回税理士試験までの問題文を収録した。

本書の有効的利用法

本書は、税理士試験「相続税法」の理論問題のうち総合理論に対して、いかに対処するかを考えて作成してあるが、総合理論問題については、同じテーマでも同じ問題が出題されるケースばかりではないので、以下の点に注意して本書を有効に活用されたい。

1　本書はあるテーマについての具体的な問題文及び解答例を作成する場合には、原則として、最も解答の範囲が広くなる形式を採用した。したがって、問題文の設定上、いろいろな限定をつければ、解答の範囲は狭くなるのであるから注意すること。

《範囲の限定方法の一例》

⑴　「相続税法上」設けられている規定が対象となっている場合

解答の範囲は、基本的に相続税法に定められている規定を対象とする。ただし、相続税法に定められていることであれば、相続税に関する規定であるか、贈与税に関する規定であるかを問わずに、すべてを対象とすることとなる。

⑵　「相続税の制度上」設けられている規定が対象となっている場合

解答の範囲は、相続税に関して設けられている規定であれば、どの法律に規定されているかを問わずに、すべて対象とする。したがって、相続税法のみならず、租税特別措置法、国税通則法等を対象とすることとなる。当然、贈与税に関する規定については、触れる必要はない。

⑶　「贈与税の制度上」設けられている規定が対象となっている場合

上記⑵の反対のパターン。

⑷　「課税価格の計算上」設けられている規定が対象となっている場合

解答の範囲は、課税価格の計算上用いられる規定に限られ、税額計算に関する規定及び手続に関する規定については、触れる必要はない。

⑸　「○○税額の計算上」設けられている規定が対象となっている場合

解答の範囲は、基本的に税額の計算上用いられる規定に限られ、手続に関する規定については、触れる必要はない。

2　上記１のように解答範囲の限定方法に様々なものがあることから、必ず、理論の暗記をする前に、そのテーマに沿った解答の内容を、次の３つの面から分類しておくこと。

⑴　相続税法に規定されている事項か、相続税法以外の法律（租税特別措置法、国税通則法等）に規定されている事項か

⑵　相続税に関する規定か、贈与税に関する規定か

⑶　課税価格の計算に関する規定か、税額の計算に関する規定か、又は、手続に関する規定か

3　本書に具体的な解答例が掲載されているものは、最もよく出題されているものに限られているため、別の出題形式があるということを考慮して、応用問題の研究を行うこと。

CONTENTS

目　　次

第１章　応用理論

テーマ１　　みなし財産関係

１－１　生命保険契約関係……4
１－２　定期金給付契約（生命保険契約を除く）関係……8
１－３　退職手当金関係……12
１－４　信託関係……14

テーマ２　　対象者別の関連規定

２－１　配偶者関係……22
２－２　扶養義務者関係……28
２－３　親族関係……30
２－４　障害者関係……36
２－５　相続人（包括受遺者）関係……38
２－６　法定相続人関係……44
２－７　納税義務者関係……50

テーマ３　　災害関係

３－１　災害関係……60

テーマ４　　相続税と贈与税の関係

４－１　相続時精算課税……70
４－２　相続税と暦年課税贈与税との関係……80
４－３　二重課税を調整するための規定……86

テーマ５　　公益の関連規定

５－１　公益の関連規定……90

テーマ６　　課税価格算入額の関連規定

６－１　課税価格に算入すべき価額の関連規定…… 96
６－２　不動産関係…… 104

テーマ７　　申告等の関連規定

７－１　期限内申告関係…… 112
７－２　相続税の申告書の関連規定…… 116
７－３　期限後申告・修正申告・更正の請求の特則…… 120
７－４　未分割である場合の申告等の手続…… 124
７－５　相続財産法人からの財産分与の関連規定…… 132
７－６　納税申告書の提出を要件として適用される規定…… 136

テーマ８　　納付の関連規定

８－１　相続税の納付の方法…… 146
８－２　延納制度の相違点…… 150

テーマ９　　事業承継に関連する規定

９－１　事業承継に関連する規定…… 154

第２章　事例理論

相続時精算課税に関連する手続…… 162
未分割財産が分割された場合の申告等の手続…… 164
信託に関連する規定…… 168
措置法70条の非課税に関連する規定…… 172

第３章　過去の本試験問題

第１回（昭和26年度）～第５回（昭和30年度）…… 176
第６回（昭和31年度）…… 177
第７回（昭和32年度）…… 178
第８回（昭和33年度）～第15回（昭和40年度）…… 179
第16回（昭和41年度）～第23回（昭和48年度）…… 180
第24回（昭和49年度）～第28回（昭和53年度）…… 181
第29回（昭和54年度）～第32回（昭和57年度）…… 182
第33回（昭和58年度）～第34回（昭和59年度）…… 183
第35回（昭和60年度）～第39回（平成元年度）…… 184
第40回（平成２年度）～第43回（平成５年度）…… 185
第44回（平成６年度）～第47回（平成９年度）…… 186
第48回（平成10年度）～第51回（平成13年度）…… 187
第52回（平成14年度）～第54回（平成16年度）…… 188
第55回（平成17年度）…… 189
第56回（平成18年度）…… 190
第57回（平成19年度）…… 191
第58回（平成20年度）…… 192
第59回（平成21年度）…… 193
第60回（平成22年度）…… 194
第61回（平成23年度）…… 195
第62回（平成24年度）…… 196
第63回（平成25年度）～第64回（平成26年度）…… 197
第65回（平成27年度）…… 198
第66回（平成28年度）…… 199
第67回（平成29年度）…… 200
第68回（平成30年度）～第69回（令和元年度）…… 202
第70回（令和２年度）…… 203
第71回（令和３年度）…… 204

第1章

応用理論

テーマ１

みなし財産関係

１－１　生命保険契約関係
１－２　定期金給付契約（生命保険契約を除く）関係
１－３　退職手当金関係
１－４　信託関係

1―1　生命保険契約関係

１．基本問題

生命保険契約の保険金及び損害保険契約の保険金を取得した場合の相続税及び贈与税の課税関係について説明しなさい。

解　答

１　相続税の課税関係

⑴　相続又は遺贈により取得したものとみなす場合（法３①一）

被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金（偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるものに限る。）を取得した場合においては、その保険金受取人について、その保険金のうち次の算式により計算した部分を相続又は遺贈により取得したものとみなす。

この場合において、その者が相続人であるときはその財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときはその財産を遺贈により取得したものとみなす。

《算　式》

$$\text{その保険金}^{*} \times \frac{\text{被相続人が負担した保険料の金額}}{\text{被相続人の死亡の時までに払い込まれた保険料の全額}}$$

＊　その保険金からは、退職手当金等及び保証期間付定期金に関する権利又は契約に基づかない定期金に関する権利を除く。

⑵　被相続人の被相続人が負担した保険料（法３②）

⑴の規定の適用については、被相続人の被相続人が負担した保険料は、被相続人が負担した保険料とみなす。

ただし、生命保険契約に関する権利の規定により契約者がその被相続人の被相続人から生命保険契約に関する権利を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、その被相続人の被相続人が負担した保険料については、この限りでない。

⑶　生命保険金等の相続税の非課税（法12①五）

相続人の取得した生命保険金等（心身障害者共済制度の受給権を除く。以下⑶において同じ。）については、①又は②の区分に応じ、①又は②の部分の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

①　すべての相続人が取得した生命保険金等の合計額が500万円に被相続人の法定相続人の数を乗じて算出した金額（以下「非課税限度額」という。）以下である場合

その相続人の取得した生命保険金等の金額

②　①の合計額がその非課税限度額を超える場合

次の算式により算出した金額

《算　式》

$$\text{非課税限度額} \times \frac{\text{その相続人の取得した生命保険金等の合計額}}{\text{①の合計額}}$$

２　贈与税の課税関係

⑴　贈与により取得したものとみなす場合（法５①）

生命保険契約の保険事故（傷害、疾病その他これらに類する保険事故で死亡を伴わないものを除く。）又は損害保険契約の保険事故（偶然な事故に基因する保険事故で死亡を伴うものに限る。）が発生した場合において、保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、これらの保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険金のうち次の算式により計算した部分をその保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす。

《算　式》

$$\text{その取得した保険金} \times \frac{\text{保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額}}{\text{保険事故が発生した時までに払い込まれた保険料の全額}}$$

⑵　保険料負担者の被相続人が負担した保険料（法５③）

⑴の規定の適用については、⑴に規定する保険料を負担した者の被相続人が負担した保険料は、その者が負担した保険料とみなす。

ただし、生命保険契約に関する権利の規定により⑴に規定する保険金受取人がその被相続人から生命保険契約に関する権利を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、その被相続人が負担した保険料については、この限りでない。

⑶　贈与により取得したものとみなさない場合（法５④）

⑴の規定は、⑴に規定する保険金受取人が生命保険金等又は退職手当金等を相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合においては、適用しない。

２．応用問題

《応用問題１》

生命保険契約の保険金及び損害保険契約の保険金を取得した場合の相続税の課税関係及び保険金の非課税金額について説明しなさい。

解答の柱

1　相続又は遺贈により取得したものとみなす場合－生命保険金等（法３①一）
2　被相続人の被相続人が負担した保険料（法３②）
3　生命保険金等の相続税の非課税（法12①五）
　なお、時間との兼ね合いではあるが、保険事故発生後の課税関係（保証期間付定期金に関する権利（法３①五））まで記述できればさらに良い。

《応用問題２》

生命保険契約又は損害保険契約について、被保険者の死亡により保険事故が発生し、保険金受取人が保険金を取得した場合の相続税法上の課税関係について説明しなさい。

解答の柱

1　相続税の課税関係
⑴　相続又は遺贈により取得したものとみなす場合－生命保険金等(法３①一)
⑵　被相続人の被相続人が負担した保険料（法３②）
⑶　生命保険金等の相続税の非課税（法12①五）
2　贈与税の課税関係
⑴　贈与により取得したものとみなす場合－生命保険金等（法５①）
⑵　保険料負担者の被相続人が負担した保険料（法５③）
⑶　贈与により取得したものとみなさない場合（法５④）

《応用問題３》

生命保険契約に関する課税関係のうち、相続税又は贈与税の課税関係について、次の態様別に説明しなさい。

１　保険事故発生前の課税関係

２　保険事故及びそれに準ずる事由発生時の課税関係

３　保険事故発生後の課税関係

解答の柱

１　保険事故発生前の課税関係

⑴　相続税の課税関係

相続又は遺贈により取得したものとみなす場合

－生命保険契約に関する権利（法３①三）

⑵　贈与税の課税関係

生じない。

２　保険事故及びそれに準ずる事由発生時の課税関係

⑴　相続税の課税関係

①　相続又は遺贈により取得したものとみなす場合－生命保険金等（法３①一）

②　生命保険金等の相続税の非課税（法12①五）

⑵　贈与税の課税関係

①　贈与により取得したものとみなす場合

－生命保険金等、返還金等（法５①②）

②　贈与により取得したものとみなさない場合（法５④）

３　保険事故発生後の課税関係

⑴　相続税の課税関係

相続又は遺贈により取得したものとみなす場合

－保証期間付定期金に関する権利（法３①五）

⑵　贈与税の課税関係

贈与により取得したものとみなす場合

－保証期間付定期金に関する権利（法６③）

４　保険料等の取扱い

⑴　被相続人の被相続人が負担した保険料（法３②）

⑵　保険料負担者の被相続人が負担した保険料（法５③、６④）

⑶　遺言により払い込まれた保険料（法３③）

1―2　定期金給付契約（生命保険契約を除く）関係

１．基本問題

定期金給付契約（生命保険契約を除く。）に関する権利の課税関係のうち、相続税又は贈与税の課税関係について、次の態様別に説明しなさい。

１　定期金給付事由発生前の課税関係

２　定期金給付事由及びそれに準ずる事由発生時の課税関係

３　定期金給付事由発生後の課税関係

解　答

１　定期金給付事由発生前の課税関係

⑴　相続税の課税関係（法３①四）

相続開始の時において、まだ定期金給付事由が発生していない定期金給付契約（生命保険契約を除く。以下１及び２において同じ。）で被相続人が掛金又は保険料の全部又は一部を負担し、かつ、被相続人以外の者が契約者であるものがある場合においては、その契約者について、その契約に関する権利のうち次の算式により計算した部分を相続又は遺贈により取得したものとみなす。

この場合において、その者が相続人であるときはその財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときはその財産を遺贈により取得したものとみなす。

《算　式》

$$\text{その契約に関する権利} \times \frac{\text{被相続人が負担した掛金又は保険料の金額}}{\text{相続開始の時までに払い込まれた掛金又は保険料の全額}}$$

⑵　贈与税の課税関係

生じない。

２　定期金給付事由及びそれに準ずる事由発生時の課税関係

⑴　相続税の課税関係

生じない。

⑵　**贈与税の課税関係**（法６①②）

定期金給付契約の定期金給付事由が発生した場合において、掛金又は保険料の全部又は一部が定期金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、その定期金給付事由が発生した時において、定期金受取人が、その取得した定期金給付契約に関する権利のうち次の算式により計算した部分をその掛金又は保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす。

《算　式》

$$\text{その取得した定期金給付契約に関する権利} \times \frac{\text{定期金受取人以外の者が負担した掛金又は保険料の金額}}{\text{定期金給付事由が発生した時までに払い込まれた掛金又は保険料の全額}}$$

なお、この規定は、定期金給付契約について返還金等の取得があった場合について準用する。

３　**定期金給付事由発生後の課税関係**

⑴　**相続税の課税関係**（法３①五）

定期金給付契約で定期金受取人に対し定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときはその死亡後遺族その他の者に対して定期金又は一時金を給付するものに基づいて定期金受取人たる被相続人の死亡後相続人その他の者が継続受取人となった場合においては、その継続受取人となった者について、その定期金給付契約に関する権利のうち次の算式により計算した部分を相続又は遺贈により取得したものとみなす。

この場合において、その者が相続人であるときはその財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときはその財産を遺贈により取得したものとみなす。

《算　式》

$$\text{その定期金給付契約に関する権利} \times \frac{\text{被相続人が負担した掛金又は保険料の金額}}{\text{相続開始の時までに払い込まれた掛金又は保険料の全額}}$$

⑵　**贈与税の課税関係**（法６③）

⑴の場合において、掛金又は保険料の全部又は一部が継続受取人及び被相続人以外の第三者によって負担されたものであるときは、相続の開始があった時において、その継続受取人が、その取得した定期金給付契約に関する権利のうち次の算式により計算した部分をその第三者から贈与により取得したものとみなす。

《算　式》

$$\text{その取得した定期金給付契約に関する権利} \times \frac{\text{第三者が負担した掛金又は保険料の金額}}{\text{相続開始の時までに払い込まれた掛金又は保険料の全額}}$$

４　保険料等の取扱い

⑴　被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金（法３②）

１⑴及び３⑴の規定の適用については、被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。

ただし、１⑴の規定により契約者がその被相続人の被相続人から定期金給付契約に関する権利を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、その被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金については、この限りでない。

⑵　掛金又は保険料負担者の被相続人が負担した掛金又は保険料（法６④）

２⑵及び３⑵の規定の適用については、２⑵又は３⑵に規定する掛金又は保険料を負担した者の被相続人が負担した掛金又は保険料は、その者が負担した掛金又は保険料とみなす。

ただし、１⑴の規定により２⑵及び３⑵に規定する受取人又は返還金等の取得者がその被相続人から定期金給付契約に関する権利を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、その被相続人が負担した掛金又は保険料については、この限りでない。

⑶　遺言により払い込まれた保険料又は掛金（法３③）

１⑴の規定の適用については、被相続人の遺言により払い込まれた保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。

税理士受験シリーズ
2022年度版　39　相続税法　理論ドクター

発行日　2021 年 12 月 15 日
　　初版発行
編著者　TAC株式会社（税理士講座）
発行者　多田敏男
発行所　TAC株式会社　出版事業部　（TAC出版）
　　〒101-8383　東京都千代田区神田三崎町3-2-18

　　電話（営業）　03-5276-9492
　　FAX　　03-5276-9674
　　https://bookstore.tac-school.co.jp/

© TAC　2021

管理コード　09839P-00

〈ご注意〉
　本書は,「著作権法」によって,著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき,無断で複製（コピー）,転載,改ざん,公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると,著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合,および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には,小社宛許諾を求めてください。